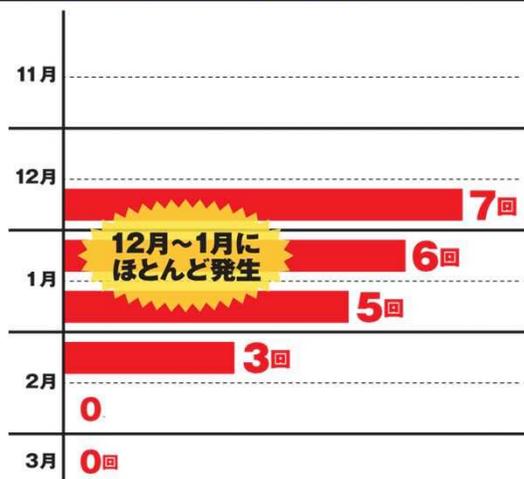


- 大規模なスタックは12月後半に一番多く発生しています。まだ冬用タイヤに交換できていない方は、ただちにタイヤ交換をお願いします。
- 積雪、凍結道路で滑り止めの措置を取らない場合は道路交通法令違反となります。
- また、国土交通省では、冬用タイヤの未装着等により事業用自動車<sup>※</sup>が立ち往生した場合、悪質な事例については、監査を実施した上で、輸送の安全を確保するための措置が不十分と判断されれば行政処分対象となることがあります。
- 気象急変により想定以上の降雪となる場合もありますので、ドライバーの方々におかれましては、お出かけ前に最新の気象情報及び道路情報を必ず確認してください。報道や各種HPにて大雪の可能性のある情報を得た場合は、命を守るため外出を控えていただき、荷主を含む物流業界においては「運行経路の変更」・「運行の中止」のご検討をお願いします。

## 大規模車両滞留の発生時期 (平成26年度～令和5年度)



令和5年1月 新名神高速道路での滞留状況



令和6年1月 名神高速道路での滞留状況

